当日配付資料

函館市医師会に新たに2つの事業を業務委託(予定)

➡ 函館市医療・介護連携支援センターに職員を配置し取り組みを推進

函館市医療・介護連携支援センター

在宅医療・介護連携推進事業

コーディネーター　3名
事務職員　1名

在宅医療連携拠点運営事業

調整担当者　1名

在宅医療グループ診療運営事業

調整担当者　1名

医療計画における「在宅医療に必要な連携を担う拠点に求められる事項」と在宅医療・介護連携推進事業における「PDCAサイクルに沿った取組」について

医療計画（在宅医療の体制構築に係る指針）における「在宅医療に必要な連携を担う拠点に求められる事項」

○地域の医療及び介護、**障害福祉**の**関係者による会議を定期的に開催**し、**在宅医療における提供状況の把握**、**災害時対応**を含む**連携上の課題の抽出及びその対応策の検討等**を実施すること

○地域包括ケアシステムを踏まえた在宅医療の提供体制を整備する観点から、地域の医療及び介護、**障害福祉サービス**について、**所在地や機能等を把握**し、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所等と連携しながら、退院時から看取りまでの医療や介護、障害福祉サービスにまたがる様々な支援を**包括的かつ継続的に提供するよう、関係機関との調整を行う**こと

○在宅医療に関する**地域住民への普及啓発**を実施すること

○質の高い在宅医療をより効率的に提供するため、関係機関の連携による**急変時の対応**や**24 時間体制の構築**や**多職種による情報共有の促進**を図ること

○在宅医療に係る医療及び介護、**障害福祉関係者**に必要な**知識・技能に関する研修の実施や情報の共有**を行うこと

設置主体：病院、診療所、訪問看護事業所、地域医師会等関係団体、保健所、市町村等

在宅医療・介護連携推進事業における「PDCAサイクルに沿った取組」

①現状分析・課題の抽出・政策立案

（ア）地域の医療・介護の資源の把握

（イ）在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

（ウ）切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築の推進

②対応策の実施

（オ）在宅医療・介護関係者に関する相談支援
- ■コーディネーターの配置等による相談窓口の設置
- ■関係者の連携を支援する相談会の開催

（キ）地域住民への普及啓発
- ■地域住民等に対する講演会やシンポジウムの開催
- ■周知資料やHP等の作成

（エ）医療・介護関係者の情報共有の支援
- ■在宅での看取りや入退院時等に活用できるような情報共有ツールの作成・活用

（カ）医療・介護関係者の研修
- ■多職種の協働・連携に関する研修の実施（地域ケア会議含む）
- ■医療・介護に関する研修の実施

③対応策の評価・改善

実施主体：市町村（委託する場合あり）

出典：厚生労働省 「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」、 「地域支援事業の実施について（老発第０６０９００１号　平成18年6月9日　最終改正 老発0805第3号　令和6年8月5日」

「在宅医療に必要な連携を担う拠点」に対する補助（新規）

地域医療介護総合確保基金（在宅医療提供体制強化事業）

地域の連携体制を構築するための協議体を設置・運営

○在宅医療を実施する医療機関や地区医師会、市町村、訪問看護事業所が事務局となり、多職種で構成する協議体を設置し、関係機関をコーディネートしながら、地域の在宅医療に必要な連携体制の構築に向けた定期的な会合を開催

○協議体において企画した研修会の開催等により、在宅医療に携わる多職種人材を育成

補助対象経費等	実施主体	補助率	補助上限額（※）
連携体制の構築に係る調整担当者及び事務担当者の人件費・活動経費、会議・研修の実施に要する事務費など協議体の運営に必要な次の経費 【報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（会食に要する経費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料】	医療機関 郡市医師会 市町村 訪問看護ST	10/10 以内	**4,012千円**

◆(※)区分ごとの上限

①調整担当者（MSW・事務担当者等）人件費（2,092千円）←本来業務の傍らやってもらう逸失利益見合い

②事務費（会議・研修開催等）（1,920千円）

上限計　4,012千円

◆実施主体について

医療機関、郡市医師会、市町村、訪問看護事業所（道→市町村→実施者の間接補助・事業の委託も可能）

※道が「北海道在宅医療連携拠点設置要綱」に基づき指定した機関に限る

在宅医療グループ診療運営事業について

①**在支診・在支病等が実施**：郡市医師会や市町村と調整・共有の上、グループ編成、副主治医・調整担当者を配置
②**郡市医師会が実施**：市町村と調整・共有の上、グループ編成、調整担当者を配置し事務局機能を担い、①の中から副主治医を指定
③**市町村が在宅医療・介護連携推進事業（ウ）を踏まえ実施**：郡市医師会と調整・共有の上、調整担当者を配置し事務局機能を担い、①の中から副主治医を指定、または①②に委託

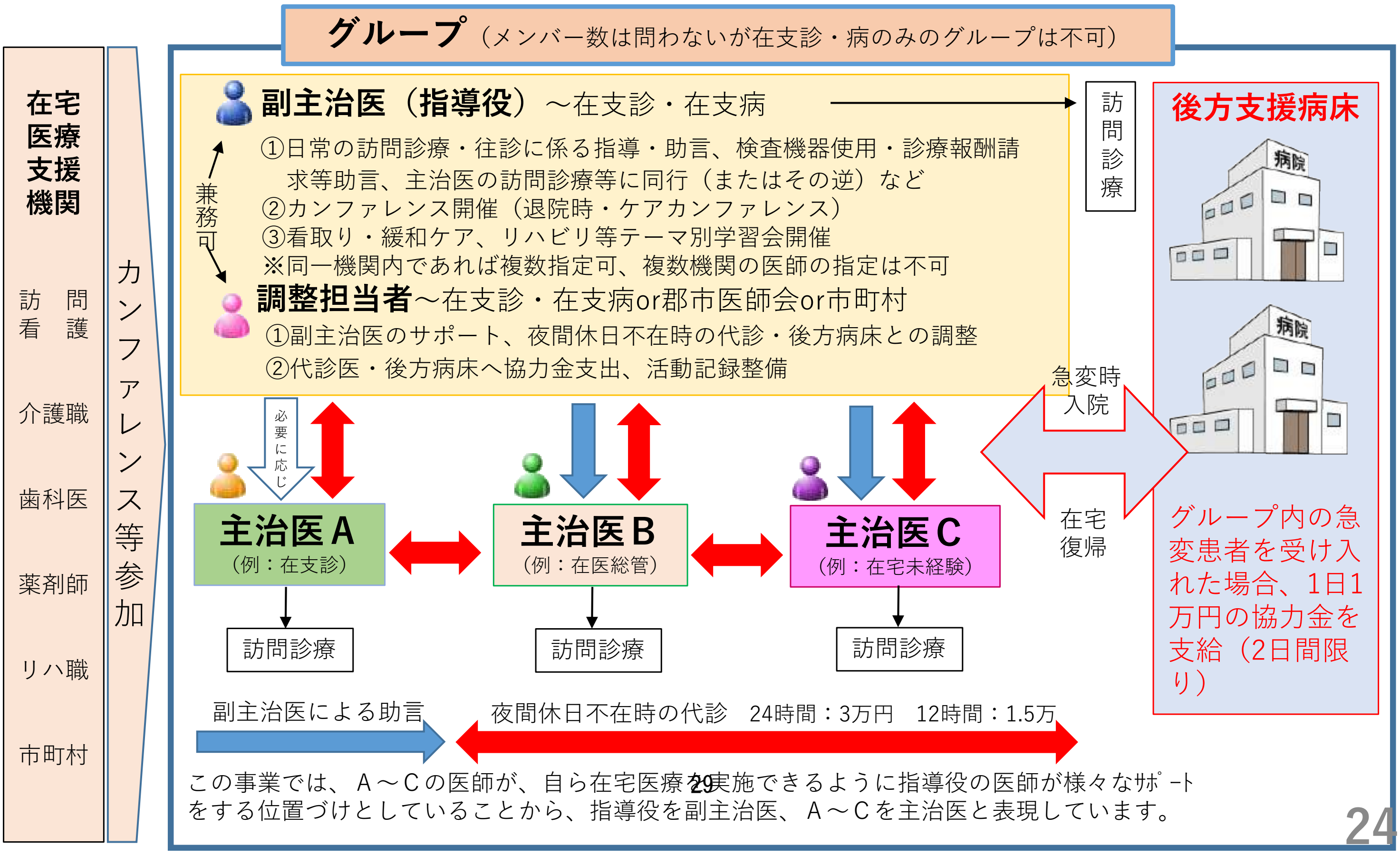

在宅医療提供体制強化事業

市町村が行う介護保険制度における**「在宅医療・介護連携推進事業」**への支援等により、地域における**在宅医療提供体制の強化**を図る。

在宅医療グループ診療運営事業

「積極的な役割を担う医療機関」向けの補助

○在宅医療を実施する医療機関や地区医師会等が事務局となり、「在宅医」、「在宅医療未経験の医師」、「急変時の受入を行う医療機関」によるグループを編成し、主治医・副主治医制、休日日夜間等不在時の代診制、受入病床の確保を通じて、新たな在宅医を養成

○カンファレンスの実施、看取り・緩和ケア・リハビリなどテーマ別研修に要する費用に対し補助

補助対象経費等	実施主体	補助率	補助上限額（※）
副主治医・調整担当者の人件費・活動経費、代診医・後方病床に支払う協力金など在宅医療グループ診療の運営に必要な次に掲げる経費 【報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（会食に要する経費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料】	医療機関 郡市医師会 市町村	10/10 以内	6,030千円 （札幌市は各区ごと）

（※副主治医人件費（2,500千円）、調整担当者人件費（1,000千円）、研修経費（600千円）、代診制協力費（930千円）、後方病床協力費（1,000千円）ごとに補助基準額の上限あり。）

○提出書類
・(別記1号様式）在宅医療提供体制強化事業「１　在宅医療グループ診療運営事業」計画書
・１　在宅医療グループ診療運営事業所要額（精算額）明細書